

静岡県告示第523号

静岡県ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和2年7月14日

静岡県知事 川勝平太

静岡県ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、「ひとり親世帯臨時特別給付金支給要領」(令和2年6月17日付子発0617第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に大きな困難が心身等に生じている低所得のひとり親世帯を支援するため、臨時特別給付金を支給するひとり親世帯臨時特別給付金支給事業に関し、必要な事項を定める。

(支給要件)

第2 県は、第1の目的を達成するため、県内の町に居住する者で、次の各号に定める者(ひとり親世帯臨時特別給付金のうち支給しようとしている給付に相当するものの支給を既に他の都道府県、市(特別区を含む)又は福祉事務所を管理する町村から受けている者を除く。以下「支給対象者」という。)に対し、ひとり親世帯臨時特別給付金を支給する。

- (1) 令和2年6月分の児童扶養手当法(昭和36年法律第238号。以下「法」という。)による児童扶養手当(以下「児童扶養手当」という。)の支給を受けている者(その全部を支給しないこととされている者を除く。以下「児童扶養手当受給者」という。)
- (2) 令和2年6月分の児童扶養手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)のうち、法第13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている者(以下「法第13条の2支給停止者」という。)、又は法第6条の規定に基づく知事の認定を受けた場合には法第13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部又は一部を支給しないこととなることが想定される者であって、次の表の左欄に掲げる者ごとに、平成30年の収入額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者(以下「公的年金給付等受給者」という。)

ア 当該者(法第4条第1項第1号ロ又はニに該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロ又はニに該当し、かつ、父がない児童その他児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「令」という。)で定める児童の養育者を除く。)	法第9条第1項で定める児童扶養手当の一部支給に係る支給制限限度額に相当する収入額未満(収入には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあっては、その受給額を含み、当該者が母である場合であってその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、又は当該者が父である場合であってその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、令第2条の4第6項で定めるところにより、当該者が当該費用の支払を受けたものとみなして、収入の額を計算
--	--

	するものとする。)
イ 当該者（アに規定する養育者に限る。）	法第9条の2で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含む。）
ウ 当該者の配偶者又は当該者が父若しくは母である場合にあつては当該者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で当該者と生計を同じくする者若しくは当該者が養育者である場合にあつては当該者の扶養義務者で当該者の生計を維持する者	法第10条又は第11条で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、左欄に掲げる者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含む。）

③ 申請時点において、令和2年6月分の児童扶養手当に係る法第6条の規定に基づく知事の認定を受けていない受給資格者（前号に規定する者を除く。）又は法第9条から第11条までの規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている受給資格者であつて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、前号の表の左欄に掲げる者ごとに、急変後1年間の収入見込額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者その他前2号に規定する者と同様の事情にあると認められる者（以下「家計急変者」という。）

④ 前3号の規定にかかわらず、給付金は、支給対象者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合について、同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に同表の左欄に掲げる者に対して給付金が支給されている場合には、この限りでない。

児童扶養手当受給者、及び公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者に限る。）であつて令和2年6月1日以後に死亡した者（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者の法第4条に定める要件に該当する児童（以下「監護等児童」という。）であつた者
公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者を除く。）であつて、令和2年6月12日以後に死亡した者（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者の監護等児童であつた者
家計急変者であつて、給付金の申請後、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した者	左欄に掲げる者の監護等児童であつた者

（支給する額）

第3 県が支給対象者に対して支給するひとり親世帯臨時特別給付金の金額は、次の各号に掲げる金額とする。

(1) 基本給付

支給対象者に対して、50,000円を1回に限り支給する。ただし、監護等児童が2人以上である支給対象者に支給する給付の額は、これに監護等児童のうちの1人以外の監護等児童につきそれぞれ30,000円を加算した額とする。

(2) 追加給付

児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申出があった者に対して、50,000円を1回に限り支給する。

(児童扶養手当受給者に対する基本給付の支給の申込み等)

第4 県は、児童扶養手当受給者に対し、基本給付の支給の申込みを行う。

2 児童扶養手当受給者は、前項の申込みを受けた際、様式第1号の届出書により、基本給付の受給の拒否を届け出ることができる。

3 知事は、令和2年8月14日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、児童扶養手当受給者に対し、基本給付を支給する。

(児童扶養手当受給者に対する基本給付の支給の方式)

第5 児童扶養手当受給者に対する基本給付の支給は、児童扶養手当振込時における指定口座に振り込む方式により行う。

(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付に係る申請及び支給の方式)

第6 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付の支給を受けようとする者（以下「基本給付申請者」という。）は、様式第2号の申請書（以下「基本給付申請書」という。）により申請を行う。

2 基本給付の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第2号に掲げる方式は、基本給付申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 申請口座振込方式 基本給付申請者が指定した金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口交付方式 基本給付申請者の住所地の町が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 知事は、第1項の規定による申請の際、戸籍謄本並びに様式第3号の申立書及び給与明細書、公的年金証書等の所得を証明する書類等を提出させること等により、当該基本給付申請者が第2の要件を満たす者であるかについて確認を行う。

4 知事は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は基本給付申請者の住所地の町の窓口で提示させること等により、当該基本給付申請者の本人確認を行う。

(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付に係る申請受付開始日及び申請期限)

第7 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対して支給する基本給付に係る申請受付開始日及び申請期限は、それぞれ知事が別に定める日とする。

(児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者に対する追加給付に係る申請及び支給の方式)

第8 児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者に対する追加給付の支給を受けようとする者（以下「追加給付申請者」という。）は、様式第4号の申請書（以下「追加給付申請書」という。）により申請を行う。

2 追加給付の支給は、当該追加給付申請者の基本給付の支給の方式により行う。

3 知事は、第1項の規定による申請の際、追加給付申請書の内容等により、当該追加給付申請者が第2の要件を満たす者であるか等について確認を行う。

4 知事は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は追加給付申請者の住所地の町の窓口で提示させること等により、当該追加給付申請者の本人確認を行う。

（児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者に対する追加給付に係る申請受付開始日及び申請期限）

第9 児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者に対して支給する追加給付に係る申請受付開始日及び申請期限は、それぞれ知事が別に定める日とする。

（代理による申請）

第10 代理により第6第1項及び第8第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他知事が適当と認める者とする。

（基本給付申請者及び追加給付申請者に対する支給の決定）

第11 知事は、第6第1項又は第8第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに支給又は不支給の決定をする。

2 知事は、前項の規定により支給を決定した基本給付申請者及び追加給付申請者に対し、基本給付及び追加給付を支給する。

（不当利得の返還）

第12 知事は、第11第1項の規定により支給を決定した後に、要件に該当しないことが判明した者があるとき、又は偽りその他不正の手段により支給の決定を受けたと認められる者があるときには、支給の決定を取り消すものとする。

2 既にひとり親世帯臨時特別給付金の支給を受けた者が、前項の規定により支給の決定の取消を受けたときは、知事が別に指示する方法により指定された期限までに当該給付金を返還しなければならない。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第13 ひとり親世帯臨時特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第14 この要綱の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月14日から施行する。

ひとり親世帯臨時特別給付金(基本給付) 受給拒否の届出書

町
受付印

静岡県知事 様

- 私は、「ひとり親世帯臨時特別給付金(基本給付)」の受給について拒否することを、ここに届け出ます。
- 本届出により、「ひとり親世帯臨時特別給付金(基本給付)」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

令和 年 月 日

届出者住所 _____

届出者氏名 _____ 印
※署名又は記名押印

届出者連絡先 () _____

本人確認書類添付箇所

※~~運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し~~

ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書(請求書)【基本給付】

支給都道府県	申請経由町村
静岡 県知事殿	町村長殿



裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者

			記入日	令和	年	月	日
(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所				
(印)		年 月 日	電話 ()				
公的年金受給状況		基礎年金番号 年金コード	児童の父又は母の死亡による遺族補償の受給状況				
<input type="checkbox"/> 受けることができる(種類:) <input type="checkbox"/> 支給停止(種類:) <input type="checkbox"/> 受けることができない			<input type="checkbox"/> 受けることができる(種類:) <input type="checkbox"/> 支給停止(種類:) <input type="checkbox"/> 受けることができない				

* 記名押印に代えて署名することができます。

※「公的年金」とは、「遺族年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。）」、「老齢年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。）」、「障害年金(障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。）」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。
 ※「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。

2. 監護等児童

令和2年5月31日時点で児童扶養手当の支給要件に該当する児童について記載してください。

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	障害の有無	生年月日	同居・別居の別	住所(別居の場合のみ記入)
1					年 月 日		
2					年 月 日		
3					年 月 日		
4					年 月 日		
5					年 月 日		

※「監護等」とは、児童扶養手当の受給資格者が母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ生計を同じくすること、養育者の場合には養育することをいいます。

※ 18歳到達後最初の3月31日が令和3年3月31日以降である児童又は令和2年6月時点において障害の状態にある20歳未満の者が対象です。

※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第1項に定める障害の状態をいいます。申請時点において、障害の状態にある者で、18歳到達後最初の3月31日を経過し、かつ20歳未満である者については、障害の状態を確認するため、特別児童扶養手当証書を添付してください。

3. 配偶者及び扶養義務者

同居する配偶者又は生計を同じくする扶養義務者等がいる場合は記入してください。

配偶者/扶養義務者	氏名	公的年金受給の有無
配偶者		有・無
扶養義務者		有・無
扶養義務者		有・無

※ 扶養義務者とは、申請者と生計を同じくしている(又は申請者が養育者である場合には申請者の生計を維持している)申請者の父母、祖父母、子、孫等の直系血族をいいます。

4. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

※ 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「2. 監護等児童」に記入された児童の人数になります。

※ 申請額・請求額は、対象児童数が1人の場合は50,000円、対象児童数が2人以上の場合は2人目以降の対象児童1人につき30,000円を加算した額となります。(例)対象児童数3人の場合： 50,000円 + (30,000円 × 2人) = 110,000円

(次ページも必ずご確認ください。)

5. 児童扶養手当の支給要件 (令和2年6月分の児童扶養手当の支給要件に該当しているかについて確認するため、以下のいずれかに該当する児童を監護等しているかについて、該当する項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)
 ※既に、児童扶養手当の受給資格について県の認定を受けている場合は不要です。

支給要件	
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(法律婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(事実婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父または母が死亡した児童
<input type="checkbox"/>	父または母が障害の状態にある児童
<input type="checkbox"/>	父または母の生死が明らかでない児童
<input type="checkbox"/>	父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
<input type="checkbox"/>	父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童
<input type="checkbox"/>	父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
<input type="checkbox"/>	母が婚姻によらないで懐胎した児童

※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第2項に定める障害の状態をいいます。「父または母が障害の状態にある児童」を支給要件として申請される場合は、障害の状態を確認するため、障害年金に係る年金証書等を添付してください。

※「遺棄」とは、父または母が児童と同居しないで監護義務をまったく放棄している場合をいいます。

6. 受取方法 (希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

- ア** 指定の金融機関口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信濃連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	1普通 2当座		※「申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード				

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入金のない口座を記入しないで下さい。

- イ** 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方のみが対象となります。本人確認資料を添付してください。

【誓約・同意事項】 (各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

- ひとり親世帯臨時特別給付金(以下「給付金」という。)の支給要件に該当します。
- 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、県が必要な住民基本台帳情報、税情報や公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、県において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 県が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和3年2月28日までに、県が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。
- 既に他の都道府県等で給付金を受給していた場合には、給付金を返還します。

提出書類

『ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書(請求書)【基本給付】』(本書)

※ 必要事項をご記入ください。

『申請者・請求者本人確認書類の写し(コピー)』

※ 申請者・請求者の**運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)**をご用意ください。

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』 (※「6. 受取方法」で「ア」を選択した場合に限る。)

※ **通帳やキャッシュカードの写し(コピー)**など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

『児童扶養手当の支給要件を確認できる書類』

※ **戸籍謄本又は抄本**をご用意ください(既に、児童扶養手当の受給資格について都道府県等の認定を受けている場合は不要です。)(「2. 監護等児童」及び「5. 児童扶養手当の支給要件」において、**障害の状態を確認する必要がある場合は、確認するための書類**を添付してください。)

『簡易な収入(所得)額の申立書』(別紙様式第4号)

※ 申立てを行う収入(所得)に係る**給与明細書、年金振込通知書**等の収入額が分かる書類を添付してください。

ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書(請求書)【基本給付】

支給都道府県	申請経由町村
静岡 県知事殿	町村長殿



裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者

			記入日	令和	年	月	日
(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所				
印		年 月 日	電話 ()				
公的年金受給状況		基礎年金番号 年金コード	児童の父又は母の死亡による遺族補償の受給状況				
<input type="checkbox"/> 受けることができる(種類:) <input type="checkbox"/> 支給停止 (種類:) <input type="checkbox"/> 受けることができない			<input type="checkbox"/> 受けることができる(種類:) <input type="checkbox"/> 支給停止 (種類:) <input type="checkbox"/> 受けることができない				

* 記名押印に代えて署名することができます。

※「公的年金」とは、「遺族年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。）」、「老齢年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。）」、「障害年金(障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。）」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。
 ※「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。

2. 監護等児童

申請時点において、児童扶養手当の支給要件に該当する児童について記載してください。

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	障害の有無	生年月日	同居・別居の別	住所(別居の場合のみ記入)
1					年 月 日		
2					年 月 日		
3					年 月 日		
4					年 月 日		
5					年 月 日		

※「監護等」とは、児童扶養手当の支給資格者が母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ生計を同じくすること、養育者の場合には養育することをいいます。
 ※ 18歳到達後最初の3月31日が令和3年3月31日以降である児童又は申請時点において障害の状態にある20歳未満の者が対象です。
 ※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第1項に定める障害の状態をいいます。申請時点において、障害の状態にある者で、18歳到達後最初の3月31日を経過し、かつ20歳未満である者については、障害の状態を確認するため、特別児童扶養手当証書を添付してください。

3. 配偶者及び扶養義務者

同居する配偶者又は生計を同じくする扶養義務者等がいる場合は記入してください。

配偶者/扶養義務者	氏名	公的年金受給の有無
配偶者		有・無
扶養義務者		有・無
扶養義務者		有・無

※ 扶養義務者とは、申請者と生計を同じくしている(又は申請者が養育者である場合には申請者の生計を維持している)申請者の父母、祖父母、子、孫等の直系血族をいいます。

4. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

※ 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「2. 監護等児童」に記入された児童の人数になります。
 ※ 申請額・請求額は、対象児童数が1人の場合は50,000円、対象児童数が2人以上の場合は2人目以降の対象児童1人につき30,000円を加算した額となります。(例)対象児童数3人の場合： 50,000円 + (30,000円 × 2人) = 110,000円

(次ページも必ずご確認ください。)

5. 児童扶養手当の支給要件（申請時点において児童扶養手当の支給要件に該当しているかについて確認するため、以下のいずれかに該当する児童を監護等しているかについて、該当する項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。）
 ※既に、児童扶養手当の受給資格について県の認定を受けている場合は不要です。

支給要件	
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(法律婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(事実婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父または母が死亡した児童
<input type="checkbox"/>	父または母が障害の状態にある児童
<input type="checkbox"/>	父または母の生死が明らかでない児童
<input type="checkbox"/>	父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
<input type="checkbox"/>	父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童
<input type="checkbox"/>	父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
<input type="checkbox"/>	母が婚姻によらないで懐胎した児童

※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第2項に定める障害の状態をいいます。「父または母が障害の状態にある児童」を支給要件として申請される場合は、障害の状態を確認するため、障害年金に係る年金証書等を添付してください。

※「遺棄」とは、父または母が児童と同居しないで監護義務をまったく放棄している場合をいいます。

6. 受取方法（希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。）

- ア 指定の金融機関口座**（原則、1. の申請・請求者の口座とします。）への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		※「申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
 ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

- イ 窓口での現金支給を希望**

※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方のみが対象となります。本人確認資料を添付してください。

【誓約・同意事項】（各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。）

- ひとり親世帯臨時特別給付金(以下「給付金」という。)の支給要件に該当します。
- 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、県が必要な住民基本台帳情報、税情報や公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、県において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 県が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和3年2月28日までに、県が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。
- 既に他の都道府県等で給付金を受給していた場合には、給付金を返還します。

提出書類

『ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書(請求書)【基本給付】』(本書)

※ 必要事項をご記入ください。

『申請者・請求者本人確認書類の写し(コピー)』

※ 申請者・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』 (※「6. 受取方法」で「ア」を選択した場合に限る。)

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

『児童扶養手当の支給要件を確認できる書類』

※ 戸籍謄本又は抄本をご用意ください(既に、児童扶養手当の受給資格について県の認定を受けている場合は不要です。)(「2. 監護等児童」及び「5. 児童扶養手当の支給要件」において、障害の状態を確認する必要がある場合は、確認するための書類を添付してください。)

『簡易な収入(所得)見込額の申立書』(別紙様式第4号)

※ 申立てを行う収入(所得)に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類を添付してください。

簡易な収入額の申立書 (申請者本人用) 【公的年金給付等受給者】

- 「ひとり親世帯臨時特別給付金申請書 (請求書) 【基本給付】」と一緒にご提出ください。
- 申請者の生活を経済的に支えている扶養義務者などの方がいる場合は、その方の前々年の年間収入額も勘案して支給を決定しますので、「簡易な収入額の申立書 (扶養義務者等用)」も併せてご提出ください。
- 下記にある③の【要件】を満たす場合に支給の対象となります。

①申請者の前々年 (平成30年1月～平成30年12月) の年間収入の内訳をご記入ください。									
※年間の額をご記入ください。									
	金額					円	注意事項		
養育費【A】						円	※養育費の支給を受けている場合にご記入ください。		
給与収入【B】						円	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※ 課税証明書 などの収入額が分かる書類をご提出ください。		
事業収入又は不動産収入【C】						円	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※ 帳簿 などの収入額が分かる書類をご提出ください。		
年金相当収入【D】 (a-b)						円	※「年金収入【a】-児童扶養手当相当額【b】」で計算した額をご記入ください。		
年金収入【a】						円	※公的年金収入がある場合にご記入ください。 ※遺族に対して支給されるものも含まれます。 ※ 年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書 などの支給額がわかる書類をご提出ください。		
児童扶養手当相当額【b】						円	※遺族年金・障害年金などの非課税の年金等を有する場合、児童扶養手当相当額早見表を確認いただき、該当する金額をご記入ください。		

※上記以外の収入については記載不要です。

※児童扶養手当相当額早見表 (年額)

平成30年12月31日時点での児童数	支給額 (年額)	※参考 (月額)
児童0人	0円	0円
児童1人	122,160円	10,180円
児童2人	183,360円	15,280円
児童3人	220,080円	18,340円
児童4人	256,800円	21,400円

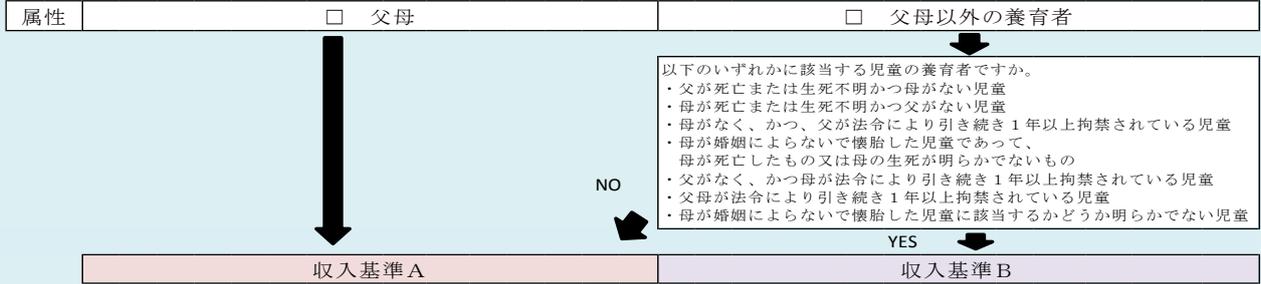
※5人以上いる場合は、1人増えるごとに36,720円 (年額) を加算してください。

②前々年 (平成30年1月～平成30年12月) の年間収入の合計額をご記入ください。									
年間収入額 (A+B+C+D)						円	※青枠の収入額の合計額をご記入ください。		

(次ページに続きます。)

③要件に該当するか確認してください。

(1) 以下のフローチャートにより、収入基準を選択してください。



(2) 申請者が生計を同じくし養っている親族（児童含む）または養っている親族以外の児童（平成30年12月31日時点で扶養を行っている者）の氏名をご記入ください。【☆】

収入基準 A の方			
	フリガナ 氏名	該当する場合は◎または○	
		16歳以上23歳未満 の親族 (◎)	70歳以上 の親族、配偶者 (○)
1			
2			
3			
4			
5			

収入基準 B の方		
	フリガナ 氏名	該当する場合は○
		70歳以上（配偶者以外） の親族
1		
2		
3		
4		
5		

(3) (2) でご記入いただいた方の人数にチェックをしてください。

(2) の人数にチェックしてください。		
✓	人数	基準額
	0人	3,114,000円
	1人	3,650,000円
	2人	4,125,000円
	3人	4,600,000円
	4人	5,075,000円
	5人	5,550,000円
	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算した金額をご記入ください。

(2) の人数にチェックしてください。		
✓	人数	基準額
	0人	3,725,000円
	1人	4,200,000円
	2人	4,675,000円
	3人	5,150,000円
	4人	5,625,000円
	5人	6,100,000円
	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算した金額をご記入ください。

(4) 要件に該当するかの計算をおこなってください。

i (3) で選択した基準額	円
ii (2) の◎の数×150,000円	円
iii (2) の○の数×100,000円	円
収入基準額 (i + ii + iii)	円
	V
年間収入額 (表面の②)	円

i (3) で選択した基準額	円
ii (2) の○の数×60,000円	円
(○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らして計算)	
収入基準額 (i + ii)	円
	V
年間収入額 (表面の②)	円

→【要件】②の年間収入額が収入基準額を下回っていること。

※【要件】を満たさない場合でも、「簡易な所得額申立書」(ピンク色)の要件を満たすことにより支給の対象となります。

【確認事項】 (各項目のチェック欄 (□) に『✓』を入れて頂き、氏名をご記入ください。)

- 【要件】に該当しています。 収入額が分かる書類 (課税証明書や年金額改定通知書等) を提出しています。
- 本申立の内容に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者氏名

印※

※申請者が自署 (本人が手書きで記入) した場合は、押印は必要ありません。

簡易な収入額の申立書（扶養義務者等用） 【公的年金給付等受給者】

- 「ひとり親世帯臨時特別給付金申請書（請求書）【基本給付】」、「簡易な収入額の申立書（申請者本人用）」と一緒に提出してください。
- 申請者の生活を経済的に支えている扶養義務者などの方がいる場合は、その方の前々年の年間収入額も勘案して支給を決定しますので、本申立書（「簡易な収入額の申立書（扶養義務者等用）」）をご提出ください。
- 下記にある⑤の【要件】を満たす場合に支給の対象となります。

①令和2年5月31日時点で申請者の生活を経済的に支えていた方の属性にチェック（ ）してください。

父母 祖父母 子 孫 曾祖父母 曾孫 兄弟姉妹 配偶者

氏名	
----	--

②①で選択した方の前々年（平成30年1月～平成30年12月）の年間収入の内訳をご記入ください。

※年間の額をご記入ください。

	金額	円		注意事項
給与収入【A】		円	円	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※ 課税証明書 などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は不動産収入【B】		円	円	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※ 帳簿 などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入【C】		円	円	※公的年金収入がある場合にご記入ください。 ※遺族に対して支給されるものも含まれます。 ※ 年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書 などの支給額がわかる書類をご提出ください。

※上記以外の収入については記載不要です。

③前々年（平成30年1月～平成30年12月）の年間収入の合計額をご記入ください。

年間収入額 (A+B+C)		円		※青枠の収入額の合計額をご記入ください。
------------------	--	---	--	----------------------

④①の方が生計を同じくし養っている親族（平成30年12月31日時点で扶養を行っている者）の氏名をご記入ください。【☆】

	フリガナ 氏名	該当する場合は○ 70歳以上（配偶者以外） の親族
1		
2		
3		

	フリガナ 氏名	該当する場合は○ 70歳以上（配偶者以外） の親族
4		
5		
6		

（次ページに続きます）

⑤④でご記入いただいた人数にチェックをしていただき、要件に該当するかの計算をおこなってください。

④の人数にチェックしてください。		基準額
✓	人数	
	0人	3,725,000円
	1人	4,200,000円
	2人	4,675,000円
	3人	5,150,000円
	4人	5,625,000円
	5人	6,100,000円
	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算した金額をご記入ください。

【要件チェック】		
i	左側で選択した基準額	円
ii	④の○の数×60,000円 (○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らして計算)	円
収入基準額 (i + ii)		円
		V
年間収入額 (③)		円

→【要件】③の年間収入額が収入基準額を下回っていること。
※【要件】を満たさない場合でも、「簡易な所得額申立書」(ピンク色)の要件を満たすことにより支給の対象となります。

【確認事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れて頂き、氏名をご記入ください。)

- 【要件】に該当します。 収入額の方かる書類(課税証明書や年金額改定通知書等)を提出しています。
- 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、県が必要な扶養義務者の住民基本台帳情報や税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 本申立の内容に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者氏名 _____ 印(※)

扶養義務者氏名 _____ 印(※)

※自署(本人が手書きで記入)した場合は、押印は必要ありません。

I 要件に該当するか確認してください。

(1) 以下のどちらか当てはまる方を選択してください。

「簡易な収入額の申立書」(申請者本人用)
収入基準Aの方

その他の方

(2) 「簡易な収入額の申立書」(申請者本人用または扶養義務者等用)【☆】と同じ人数にチェックしてください。

チェックしてください。		基準額
<input checked="" type="checkbox"/>	人数	
	0人	1,920,000円
	1人	2,300,000円
	2人	2,680,000円
	3人	3,060,000円
	4人	3,440,000円
	5人	3,820,000円
	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに380,000円を加算した金額をご記入ください。

チェックしてください。		基準額
<input checked="" type="checkbox"/>	人数	
	0人	2,360,000円
	1人	2,740,000円
	2人	3,120,000円
	3人	3,500,000円
	4人	3,880,000円
	5人	4,260,000円
	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに380,000円を加算した金額をご記入ください。

(3) 「簡易な収入額の申立書」(申請者本人用または扶養義務者等用)【☆】を用いて計算を行ってください。

i (2) で選択した基準額 _____ 円

ii ☆の◎の数×150,000円 _____ 円

iii ☆の○の数×100,000円 _____ 円

所得基準額 (i + ii + iii) _____ 円

V

年間所得額 (表面のH) _____ 円

i (2) で選択した基準額 _____ 円

ii ☆の○の数×60,000円 _____ 円

(○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らして計算)

所得基準額 (i + ii) _____ 円

V

年間所得額 (表面のH) _____ 円

→【所得要件】Hの年間所得額が所得基準額より低いこと

【確認事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れて頂き、氏名をご記入ください。)

- 【所得要件】に該当します。 控除額が分かる書類(帳簿等)を提出しています。
(前ページのD欄を記入した場合のみ)
- 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、県が必要な扶養義務者の住民基本台帳情報や税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 本申立の内容に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者氏名 _____ 印(※)

扶養義務者氏名 _____ 印(※)

※自署(本人が手書きで記入)した場合は、押印は必要ありません。

簡易な収入見込額の申立書（申請者本人用） 【家計急変者】

○「ひとり親世帯臨時特別給付金申請書（請求書）【基本給付】」と一緒に提出ください。
 ○下記にある【要件1】及び【要件2】の両方を満たす場合に支給の対象となります。
 ※申請者の生活を経済的に支えている扶養義務者などがある場合は、その方の年間収入見込額も勘案して支給を決定します。

①下記にチェック（ ）してください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

→【要件1】①にチェックが入っていること。
 ※申請者または申請者の生活を経済的に支えている以下の方が新型コロナウイルス感染拡大の影響で、収入が減少した場合にチェックしてください。
 ・ 申請者の配偶者
 ・ 申請者の父母、祖父母、子、孫などの直系血族または兄弟姉妹
 （※）申請者本人が児童の父または母の場合は、これらの方が申請者と同居していることが原則となります。
 ※上記の申請者の生活を経済的に支えている方がいる場合には、「簡易な収入見込額の申立書（扶養義務者等用）」も併せて提出ください。

②申請者の令和2年2月以降の任意の月の収入（1か月）の内訳及びその合計額をご記入ください。

令和__年__月		円	注意事項
収入内訳	養育費【A】		※養育費の支給を受けている場合にご記入ください。
	給与収入【B】		※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入又は不動産収入【C】		※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金相当収入【D】 (a-b)		※年金収入【a】-児童扶養手当相当額【b】で計算した額をご記入ください。
	年金収入 【a】		※公的年金収入がある場合にご記入ください。 ※遺族年金・障害年金などの非課税の年金等も含まれます。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。
	児童扶養手当相当額 【b】		※遺族年金・障害年金などの非課税の年金等を有する場合、児童扶養手当相当額早見表を確認いただき、該当する金額をご記入ください。
収入合計額 【A + B + C + D】		円	※青枠の収入額の合計額をご記入ください。

※上記以外の収入については記載不要です。

※児童扶養手当相当額早見表（月額）

申請日時点での児童数	支給額（月額）
児童0人	0円
児童1人	10,180円
児童2人	15,280円
児童3人	18,340円
児童4人	21,400円

※5人以上いる場合は、1人増えるごとに3,060円（月額）を加算してください。

× 12

③の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

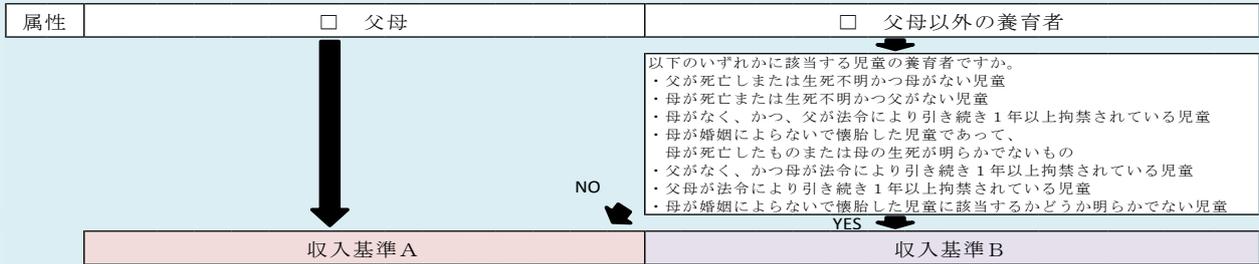
年間収入見込額	円
---------	---

→扶養親族が1人の場合には、③が365万円未満であれば【要件2】を満たすため、④の記載は不要です。

（次ページに続きます）

④要件に該当するか確認してください。

(1) 以下のフローチャートにより、収入基準を選択してください。



(2) 申請者が生計を同じくし養っている親族または養っている親族以外の児童の氏名をご記入ください。【☆】

収入基準Aの方				収入基準Bの方		
	フリガナ 氏名	該当する場合は◎または○		フリガナ 氏名	該当する場合は○	
		16歳以上23歳未満の親族 (◎)	70歳以上の親族、配偶者 (○)		70歳以上(配偶者以外)の親族	
1				1		
2				2		
3				3		
4				4		
5				5		

(3) (2) でご記入いただいた方の人数にチェックをしてください。

(2) の人数にチェックしてください。		収入基準額
✓	人数	
	0人	3,114,000円
	1人	3,650,000円
	2人	4,125,000円
	3人	4,600,000円
	4人	5,075,000円
	5人	5,550,000円
	人	円

※6人以上の場合は、1人増えるごとに475,000円を加算した金額をご記入ください。

(2) の人数にチェックしてください。		収入基準額
✓	人数	
	0人	3,725,000円
	1人	4,200,000円
	2人	4,675,000円
	3人	5,150,000円
	4人	5,625,000円
	5人	6,100,000円
	人	円

※6人以上の場合は、1人増えるごとに475,000円を加算した金額をご記入ください。

(4) 要件に該当するかの計算をおこなってください。

i (3) で選択した基準額	円
ii (2) の◎の数×150,000円	円
iii (2) の○の数×100,000円	円
収入基準額 (i + ii + iii)	円
	V
年間収入見込額 (表面の◎)	円

i (3) で選択した基準額	円
ii (2) の○の数×60,000円	円
(○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らして計算)	
収入基準額 (i + ii)	円
	V
年間収入見込額 (表面の◎)	円

→【要件2】③の年間収入見込額が収入基準額より低いこと。

※表面の【要件2】を満たさない場合でも、「簡易な所得見込額申立書」(ピンク色)の要件を満たすことにより支給の対象となります。

【確認事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れて頂き、氏名をご記入ください。)

- 【要件】に該当します。 収入額が分かる書類(給与明細書や年金額改定通知書等)を提出しています。
- 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の収入見込額が収入基準額を上回ることが明らかであるものではありません。
- 本申立の内容に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者氏名 _____ 印※

※申請者が自署(本人が手書きで記入)した場合は、押印は必要ありません。

簡易な収入見込額の申立書 (扶養義務者等用) 【家計急変者】

- 「ひとり親世帯臨時特別給付金申請書(請求書)【基本給付】」、「簡易な収入見込額の申立書(申請者本人用)」と一緒に提出ください。
- 下記にある【要件】を満たす場合に支給の対象となります。
※申請者本人の年間収入見込額も勘案して支給を決定します。

①申請者の生活を経済的に支えている方の属性にチェック () の上、名前をご記入ください。

父母 祖父母 子 孫 曾祖父母 曾孫 兄弟姉妹 配偶者

氏名	
----	--

②令和2年2月以降の任意の月の収入(1か月)の内訳及びその合計額をご記入ください。

		令和__年__月	円	注意事項
収入内訳	給与収入 【a】			※給与収入がある場合にご記入ください。 ※ 給与明細書 などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入又は不動産収入 【b】			※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※ 帳簿 などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金収入 【c】			※公的年金収入がある場合にご記入ください。 ※遺族年金・障害年金などの非課税の年金等も含まれます。 ※ 年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書 などの支給額がわかる書類をご提出ください。
収入合計額 【a + b + c】				※青枠の収入額の合計額をご記入ください。

※上記以外の収入については記載不要です。

×12

③②の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額	
---------	--

④①の方が生計を同じく養っている親族の氏名をご記入ください。【☆】

	フリガナ 氏名			フリガナ 氏名	
	該当する場合は○ 70歳以上(配偶者以外) の親族			該当する場合は○ 70歳以上(配偶者以外) の親族	
1			4		
2			5		
3			6		

⑤④でご記入いただいた人数にチェックをしていただき、要件に該当するかの計算をおこなってください。

④の人数にチェックしてください。		基準額	【要件チェック】	
✓	人数		i	左側で選択した基準額
	0人	3,725,000円		円
	1人	4,200,000円		
	2人	4,675,000円	ii	④の○の数×60,000円
	3人	5,150,000円		円
	4人	5,625,000円	(○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らして計算)	
	5人	6,100,000円	収入基準額 (i + ii)	
	6人	6,100,000円		円
	人	円		V
			年間収入見込額 (③)	
				円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算した金額をご記入ください。

→【要件】③の**年間収入見込額**が**収入基準額**より**低いこと**。

※【要件】を満たさない場合でも、「簡易な所得見込額申立書」(ピンク色)の要件を満たすことにより支給の対象となります。

(次ページに続きます。)

簡易な所得見込額の申立書 【家計急変者】

○「簡易な収入見込額の申立書(申請者本人用)」の【要件2】又は「簡易な収入見込額の申立書(扶養義務者等用)」の【要件】を満たさなくても、以下の【所得要件】を満たせば支給の対象となります。

★所得で申し立てたい方の氏名を記載の上、その方の申請者からみた属性にチェック()してください。

氏名		属性	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 曾祖父母 <input type="checkbox"/> 曾孫 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> 配偶者
----	--	----	---

以下、上記の氏名の方についての必要な情報をご記入してください。

A 「簡易な収入見込額の申立書」または「簡易な収入見込額の申立書(扶養義務者等用)」の③欄の金額をご記入ください。	
年間収入見込額	円

控除等



B Aの年間収入見込額のうち、給与収入に係る給与所得控除の見込額(12か月分)	
養育費を記入した方	円 ※養育費の20%の金額をご記入ください。 ※1円未満の端数が生じる場合は四捨五入してください。

C Aの年間収入見込額のうち、給与収入に係る給与所得控除の見込額(12か月分)	
給与収入を記入した方	円 ※以下により控除額を計算の上、ご記入ください。

給与所得控除	①Aの額のうち給与収入分が65万円未満 → 給与収入分の全額 ②Aの額のうち給与収入分が65万円超162.5万円以下 → 65万円 ③Aの額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40% ④Aの額のうち給与収入分が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%+18万円 ⑤Aの額のうち給与収入分が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%+54万円
--------	--

D Aの年間収入見込額のうち、事業収入、不動産収入に係る必要経費の見込額(12か月分)	
事業収入又は不動産収入を記入した方	円 ※Aを算出するための任意の1か月の事業又は不動産収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください。 ※ 帳簿 等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

E Aの年間収入見込額のうち、公的年金等収入に公的年金等控除の見込額(12か月分)	
年金収入を記入した方	円 ※以下により控除額を計算の上、ご記入ください。

公的年金等控除	65歳未満	①Aの額のうち年金収入分が130万円以下の方 → 70万円 ② " " 130万円超410万円以下の方 → 公的年金等収入分×25%+37.5万円 ③ " " 410万円超770万円以下の方 → 公的年金等収入分×15%+78.5万円
	65歳以上	①Aの額のうち年金収入分が330万円以下の方 → 120万円 ② " " 330万円超410万円以下の方 → Aの額のうち公的年金等収入分×25%+37.5万円 ③ " " 410万円超770万円以下の方 → Aの額のうち公的年金等収入分×15%+78.5万円

F その他の控除												
(控除名)	a						円	e				円
(控除名)	b						円	f				円
(控除名)	c						円	g				円
(控除名)	d						円	h				円
その他控除額合計 (a + b + c + d + e + f + g + h)											円	

※別添の「控除対象一覧表」のうち、当てはまるものの項番または控除名をご記入ください。
 ※控除が4つ以上ある場合は、一つの控除名の欄に、2つの項番または控除名をご記入ください。

G 社会保険料相当額	
8 0 0 0 0	円 ※一律に8万円の控除となるため、記載不要です。



H 各控除等の控除後の年間所得見込額	
年間所得見込額	円 $A - (B + C + D + E + F + G)$

→扶養親族が1人の場合には、Hが230万円未満であれば【所得要件】を満たすため、Iの記載は不要です。

(次ページに続きます)

I 要件に該当するか確認してください。

(1) 以下のどちらか当てはまる方を選択してください。

「簡易な収入見込額の申立書」(申請者本人用)
収入基準Aの方

その他の方

(2) 「簡易な収入見込額の申立書」(申請者本人用または扶養義務者等用)【☆】と同じ人数にチェックしてください。

チェックしてください。		基準額
<input checked="" type="checkbox"/>	人数	
	0人	1,920,000円
	1人	2,300,000円
	2人	2,680,000円
	3人	3,060,000円
	4人	3,440,000円
	5人	3,820,000円
	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに380,000円を加算した金額をご記入ください。

チェックしてください。		基準額
<input checked="" type="checkbox"/>	人数	
	0人	2,360,000円
	1人	2,740,000円
	2人	3,120,000円
	3人	3,500,000円
	4人	3,880,000円
	5人	4,260,000円
	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに380,000円を加算した金額をご記入ください。

(3) 「簡易な収入見込額の申立書」(申請者本人用または扶養義務者等用)【☆】を用いて計算を行ってください。

i (2) で選択した基準額 _____ 円

ii ☆の◎の数×150,000円 _____ 円

iii ☆の○の数×100,000円 _____ 円

所得基準額 (i + ii + iii) _____ 円

∨

年間所得見込額 (表面のH) _____ 円

i (2) で選択した基準額 _____ 円

ii ☆の○の数×60,000円 _____ 円

(○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らして計算)

所得基準額 (i + ii) _____ 円

∨

年間所得見込額 (表面のH) _____ 円

→【所得要件】Hの年間所得見込額が所得基準額より低いこと

【確認事項】 (各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れて頂き、氏名をご記入ください。)

- 【所得要件】に該当します。 控除額が分かる書類(帳簿等)を提出しています。(前ページのD欄に記入した場合のみ)
- 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の所得見込額が所得基準額を上回ることが明らかであるものではありません。
- 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、県が必要な扶養義務者の住民基本台帳情報や税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 本申立の内容に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者氏名 _____ 印(※)

扶養義務者氏名 _____ 印(※)

※申請者が自署(本人が手書きで記入)した場合は、押印は必要ありません。

ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書(請求書)【追加給付】

支給都道府県	申請経由町村
静岡 <small>県知事殿</small>	 <small>町村長殿</small>

町村
受付印

【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

	記入日	令和	年	月	日
(フリガナ) 氏名	性別	生年月日		現住所	
Ⓜ		年	月	日	電話 ()

* 記名押印に代えて署名することができます。

申 立 て	
(下記チェック欄(□)に『✓』を入れてください。)	
<input type="checkbox"/>	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が大きく減少しました。

【誓約・同意事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

- 本給付はひとり親世帯臨時特別給付金(以下「給付金」という。)(基本給付)の支給要件を満たし、過去に同じ給付(給付金(追加給付))を受けたことがない者に限り、支給するものです。
本給付は給付金(基本給付)の支給口座に支給いたします。なお、転居等に伴い給付金(基本給付)の支給を行った都道府県等とは異なる都道府県等において給付金(追加給付)の支給を行う場合は、別途支給方法について確認の上、支給します。
- 県が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和3年2月28日までに、県が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
当該申請内容を確認するため、県が必要な住民基本台帳情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。なお、公簿等で確認を行うこととした際に、公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- 給付金の給付後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

【注意事項】

- (注1) 本給付は新型コロナウイルス感染症に起因して、令和2年2月以降、勤務先が休業した、学校休業のため子どもの世話をすることが必要となり働く時間が減少したなどの影響があった場合に申請ができます。
- (注2) 上記の申請内容及び申立て内容を確認できる書類について、この申請書を提出する際の提示(又は提出)は必要ありません。ただし、申請日から5年間は、申請内容に疑義が生じた等の場合に、給与明細書の控えなど、収入が減少したことを示す書類の提示(又は提出)を求めることがありますので、求められた場合に当該書類を提示(又は提出)できるようにしておいて下さい。
- (注3) この申請書は、県において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。